

上野三碑と韓国石碑文化

——日本と新羅はなぜ統一国家建設に成功しえたのかの側面——

熊 倉 浩 靖

一 日本列島における固有の書記言語

「倭文体」↓日本文体の成立

一・一 上野三碑前史―やさしい漢文

現在のところ、確実に列島社会で書かれたと見られる最古の文は四七一年と推定されている埼玉（さきたま） 稲荷山古墳出土鉄剣の銘文（埼玉県行田市）で、採字と釈文の通説は次の通りである。

《採字》

（表） 辛亥年七月中記 乎獲居臣 上祖 名 意富比埵 其兒 多加利足尼
兒 名 弓已加利獲居 其兒 名 多加披次獲居 其兒 名 多沙鬼獲
居 其兒 名 半弓比

（裏） 其兒 名 加差披余 其兒 名 乎獲居臣 世々為杖刀人首 奉事来
至今 獲加多支鹵大王寺 在斯鬼宮時 吾左治天下 作此百練利
刀 記吾奉事根原也

《釈文》表・裏一連の文で、次のように読み下せる。

辛亥年七月中記す。

乎獲居（をわけ）臣。上祖 名 意富比埵（おほひこ）、其の兒 多加利足尼（たかりすくね）、其の兒 名 弓已加利獲居（てよかりわけ）、其の兒 名 多加披次獲居（たかはしわけ）、其の兒 名 多沙鬼獲居（たさきわけ）、其の兒 名 半弓比（はてひ）、其の兒 名 加差披余

（かさはよ）、其の兒 名 乎獲居臣。

世々杖刀人の首と為て奉事来り今に至る。獲加多支鹵（わかたけ）大王の寺 斯鬼（しき）宮に在る時、吾、治天下を左（たす）け、此の百練の利刀を作らせ、吾が奉事の根原を記す也。

「乎獲居臣」という人物の始祖以来の系譜と、その氏あるいは家系が世々「杖刀人」と呼ばれる役の「首」つまり頭として大王に仕えてきた。そして「獲加多支鹵大王」の「寺」と記される館が「斯鬼宮」にある時、大王の「治天下を左け」で、この刀を作らせ、仕えてきた「奉事の根原」を記したという内容が読み取れる。

人名・地名と思われる部分は万葉仮名方式だが、全文体は漢文の並びで、「○○の兒、その名は○○」と続くところ以外は文字の並びのままには読むことができない。しかし、その割には読みやすい。ここに、この鉄剣銘文の特徴がある。

同時代（四七八年）同じ大王と見られる倭王武の宋への上表文と比較すれば、現代日本人にも読みやすい「やさしい漢文」である。同時代の江田船山古墳出土鉄刀銘（熊本県和水市）も隅田八幡神社画像鏡（和歌山県橋本市）も同様の「やさしい漢文」で書かれている。

一・二 転換点となった七世紀半ば

表1の通り、今のところ、六世紀代は金石文史料がほとんど見つかっておらず、七世紀に入ると、仏像の造像名が書かれ出し、七世紀

の半ばから金石文は爆発的に増えていく。「やさしい漢文」が日本語表記に一步大きく近づくのも七世紀半ばからである。法隆寺金堂の四天王像のうちの広目天・多聞天の光背銘文と、法隆寺献納宝物である辛亥年銘観音菩薩像の台座銘文がそれに当る。

法隆寺金堂の木造広目天・多聞天造像銘は文が短く「やさしい漢文」の枠内の可能性も高く、年代も推定だが、辛亥年銘を持つ観音菩薩像台座銘は作成年が明記されている。六五一年である。

《採字》辛亥年七月十日記 笠評君名 左古臣 辛丑日崩去 辰時 故児

在 布奈太利古臣 又 伯在 □古臣 二人乞願

何時書いたかから始め「笠評君名 左古臣」と続いていくところは埼玉稲荷山古墳出土鉄剣の銘文に似ているが、文全体は頭から語順のままに読んでいくことができる。

《釈文（読み下し）》

辛亥年七月十日記す。笠評君（かさのこほりのきみ）名は左古臣（さこのおみ）辛丑日崩去。辰時、故児在（な）る布奈太利古（ふなたりこ）臣、又、伯在る□古臣、二人乞願（心で造った観音菩薩である）

「崩去」「辰時」「故児」は訓読み・音読みかの判断がつかぬが、笠評君は明らかに訓読みである。「笠評」は丹波国加佐郡の大宝令以前の書き方で、辛亥年が七〇一年以前であることを傍証している。

注目したいのは「辰時」という表現で、「辰」には「時」を表す意味、特に干支一巡を示す使われ方があり、「辰時」で死去の日から干支一巡六十日を経た同じ辛丑日にこの像を造った、その日は七月十日辛丑であるということを示したかったと見られる。それほどまでに漢文世界に通じていながら、和文脈で書いたことに大きな意味がある。

一・三 山上碑の時代―「倭文体」（日本語）での表現が爆発的に登場表1の通り、上野三碑の嚆矢・山上碑建立の六八一年前後から、漢字・漢文から工夫して日本語を表す文字とし文を作る営み（倭文体）

表1 金石文と表記の流れ

5世紀半ば		文体	稲荷台1号墳出土鉄剣銘文	千葉県市川市
471	辛亥年	「やさしい漢文」	埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘	埼玉県行田市
5世紀後半		「やさしい漢文」	江田船山古墳出土鉄刀銘	東京国立博物館
503	癸未年	「やさしい漢文」	隅田八幡神社人物画像鏡	和歌山県橋本市
6世紀半ば			岡田山1号墳出土鉄刀銘文	島根県松江市
570	庚寅年		元岡古墳群G6号古墳出土鉄製大刀	福岡市西区
607	丁卯年	和文脈・後刻か	法隆寺金堂薬師如来像光背銘	奈良県斑鳩町
623	癸未年	漢文脈	法隆寺金堂釈迦如来像光背銘	奈良県斑鳩町
628	戊子年	漢文脈	法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘	奈良県斑鳩町
推定650		「やさしい漢文」または和文脈	法隆寺金堂木造広目天・多聞天造像銘	奈良県斑鳩町
650前後		和文脈（万葉仮名表記）	歌木簡（難波宮跡出土）	大阪市中央区
651	辛亥年	「やさしい漢文」または和文脈	法隆寺献納宝物金銅観音菩薩像台座銘	東京国立博物館
654	甲寅年	漢文脈	法隆寺献納宝物釈迦像台座銘	東京国立博物館
658	戊午年	漢文脈	旧観心寺蔵阿弥陀如来像光背銘	東京・根津美術館
666	丙寅年	「やさしい漢文」または和文脈	法隆寺献納宝物菩薩半跏像台座銘	東京国立博物館
668	戊辰年	漢文脈・後刻か	船王後墓誌	東京・三井記念美術館
677	丁丑年	漢文脈・後刻か	小野毛人墓誌	京都市左京区
680前後		和文脈	宣命体木簡出始める 柿本人麻呂歌集の略体歌・非略体歌の推定年代	
681	辛巳年	和文脈	山上碑	群馬県高崎市
680前後以降		壬午年・壬辰年は和文脈	法隆寺命過幡	奈良県斑鳩町等
686?	降婁	漢文脈	長谷寺法華説相図	奈良県
692	壬辰年	「やさしい漢文」または和文脈	出雲国鱒淵寺観音菩薩台座銘	島根県出雲市
694	甲午年	和文的表現を含む漢文脈	法隆寺銅板造像記	奈良県斑鳩町
700	庚子年	混交	那須国造碑	栃木県大田原市
702	壬歳次攝提格	和文脈	豊前国長谷寺観音菩薩像台座銘	大分県中津市

が至る所で爆発的に増えていく。

典型的な例として滋賀県野洲市西河原発掘の西河原森ノ内第2号木簡が挙げられる。木簡自体には年次記載がないが、一緒に出土した他の資料や「さと」を「五十戸」と記していることから、製作年代は六七〇年代半ばから六八〇年代半ばと推定されている。

《採字》 椋直傳之 我持往稻者 馬不得故 我者反來之 故是 汝 卜部 自舟人率而可行也 其稻在処者 衣知評 平留五十戸 且波博士 家

《釈文》 「不得（えず）」「可行（ゆくべき）」のような漢文の定型的な表現をも活用しながら、順のままに次のように読むことができる。

椋直（くらのあたひ）傳之。我、持ち往く稻者、馬を不得（えず）故、我者反り來之。故、是れ汝、卜部（うらべ）、自ら舟人を率ひ而（て）可行（ゆくべき）也。其の稻在る処者、衣知評（えちのこほり）平留（へる）の五十戸（さと）の且波博士（たにはのふみよみ）の家。

椋直という人物が卜部という人物に「渡す稻を持って行ったが馬を得られなかったので、衣知評平留五十戸（愛知郡平流郷）の且波博士の家に置いて帰った。君は、自ら舟と人を用意して、その稻を運んでほしい」という伝言である。木簡らしい使われ方と言えよう。

東京国立博物館の法隆寺献納宝物中に七世紀末の製作と見られる幡が三点あり、このうち、少なくとも壬午年（六八二）と壬辰年（六九二）の幡は「倭文体」と見られる。それぞれ次のように読み下せる。

《採字》 壬午年二月 飽波書刀自入奉者田也

《釈文》 壬午年二月 飽波（あくなみの里）の書刀自（ふみとし）、

入れ奉る者田（はた）也

《採字》 壬辰年二月廿日 満得尼為誓願作奉幡

《釈文》 壬辰年二月廿日 満得尼の為に誓願（こひちか）ひ作り奉る

幡（はた）

このように、「倭文体」を書く試みは列島各地で同時並行的に、それも、碑、幡、木簡、造像銘と、様々な素材に記されたことが分かる。

二 最古の「倭文体」石碑（上野三碑）と

韓半島石碑文化

山上碑・多胡碑・金井沢碑からなる上野三碑は半径一・五キロメートル、時代差半世紀の間に建てられた日本最古の石碑群である。

二一 山上碑と韓半島石碑文化

山上碑は次のように採字され、語順のままに読み下せる。

《採字》 辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣兒斯多、足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

《釈文》 辛巳（＝巳）歳（かのとみのとし）集月三日記す。

佐野三家（さのみやけ）と定賜（さだめたま）はる健守命（たけもりのみこと）の孫、黒賣刀自（くろめとし）、此（これ）を、

新川臣（にひかはのおみ）の兒、斯多、足尼（しただみのすくね）の孫、大兒臣（おほこのおみ）が娶（めと）りて生む兒

長利僧（ながとしのほふし）、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧

辛巳歳は六八一年。完全な形で現存する日本最古の石碑である。碑は、その場で読み継がれることを目的とするという形で他の金石文と一線を画す。すなわち、読み合うことのできる層の存在を前提とする。本学紀要37などで詳述したが、佐野、新川、大兒は現在の群馬各

地に名を残し、放光寺は、前橋市西部に所在する山王廃寺と呼ばれる、七世紀後半代の群馬最大の寺であることがほぼ確実視されている。

碑の形は自然石で、その形は、韓国最古の石碑である浦項中城里新羅碑（五〇一年、慶尚北道浦項市、韓国国宝三一八号）や壬申誓記石（六一二年？ 韓国国立慶州博物館蔵、韓国国宝一四一一号）に酷似している。また、辛の字体は「立」に「十」ではなく「立」に「複十字」だが、この字体は南山新城碑（五九一年、韓国国立慶州博物館蔵）に先駆例を見ることができ、山上碑建立の地は上野国片岡郡（後、多胡郡）山部里であり、そこには新羅系渡来氏族・秦氏がいたことが判明している。さらに、倭文と新羅文との構文構造が類似しているためかもしれないが、山上碑の文体は壬申誓記石の文体によく似ている。

ちなみに壬申誓記石を引用してみよう。日本語でも、文の並びのままに次のように読むことができる。

《採字》 壬申年六月十六日二人并誓記 天前誓 今自

三年以後忠道執持過失无誓 若此事实

天大罪得誓若國不安大乱世可容

行誓之 又別先辛未年七月廿二日大誓

詩尚書礼傳倫得誓三年

《釈文》（日本語での読み下し例）

壬申年六月十六日、二人并（ならび）に誓記す。天前に誓ふ。今自（より）三年以後、忠道を執持し過失无（な）きを誓ふ。若し此の事を失はば天の大罪を得るを誓ふ。若し國不安、大乱の世あらば、可容（なすべき）を行ふを誓之。

又、別に先の辛未年七月廿二日、大いに誓ふ。詩（経）・尚書・礼（記）・（春秋左）傳の倫（みち）を得るを誓ふ、三年。

このように、石碑自体が中国及び韓国の文化であり、日本に伝えられたものだが、今のところ、中国ないし韓国産で日本に運ばれたもの

は発見されていない。形を含めて石碑という文化が思想として日本に伝えられ、山上碑で形となったと見てよいであろう。

そのなかで、日本最古の石碑が、皇帝や王の命令でも功成つた貴族や將軍の顕彰碑でもなく、一介の個人が自らを育ててくれた母への感謝を記している点は、日本列島の石碑文化ひいては日本社会の社会的特質として評価されるべきであろう。

二・二 多胡碑と韓半島石碑文化

多胡碑は角柱状に整えられて笠石を載せるが、笠石を載せる形状は五六八年の磨雲嶺碑（新羅眞興王巡狩碑）や那須国造碑（栃木県大田原市、七〇〇年）に類似し、角柱状は四一四年の高句麗好太王碑を思わせる。前・後半三行ずつの計六行で次のように採字されている。

《前三行》 弁官符上野國片罡郡綠野郡甘

良郡并三郡内三百戸郡成給羊

成多胡郡和銅四年三月九日甲寅

《後三行》 宜左中弁正五位下多治比真人

太政官二品穗積親王左大臣正二

位石上尊右大臣正二位藤原尊

「罡」は「岡」の当時の書体で、高句麗好太王碑、翌年四一五年の青銅製壺杆（韓国国立中央博物館蔵）、六九四年の法隆寺金堂觀音像造像記銅板にも使われている。法隆寺金堂觀音像は百濟系渡来人の作であり、多胡郡には新羅系渡来人の存在が考えられるので、高句麗・百濟・新羅・倭をつなぐ文字と言える。

また穂積の文字は禾偏ではなく示偏で書かれており、穂積親王を神と見ていることも分かる。石上尊・藤原尊の表現もそれに準ずる。

前半の内容は、『続日本紀』和銅四年（七一）三月辛亥（六日）条「割キ上野國甘良郡（かむらのこほり）織裳（おりも）・韓級（かしな）・矢田・大家（おほやけ）、綠野（みどの）郡武美（むみ）、片岡郡山（やま）等六郷ヲ、別置クニ多胡郡ヲ」と符合するが、日

付・郡の記載順序など微妙なところが目立つ。

特に『続日本紀』が郷名で新たな多胡郡となった地域を示すのに対し、多胡碑は「三百戸」と家族単位で成立した郡域を刻み、『続日本紀』が「割：別置」と記すのに対し、多胡碑は「并三郡内三百戸郡成」と刻む。多胡碑の視線は地域からの視線である。

また碑に見られる「羊」の文字は『続日本紀』には見られない。『続日本紀』のもととなった太政官符にもなかった可能性が高い。なお議論すべき課題が多いが、そうした違いに着目して、通説とは異なる次の読み下しを提出しておきたい（根拠は本紀要37号で詳述）。

《前三行》（太政）官符を弁（わかま）へ、上野國の片置郡、緑野郡、甘良郡、并（あは）せて三郡の内の三百戸は郡を成し、羊を給はり多胡郡と成るは和銅四年三月九日甲寅（き）のえとら。

《後三行》宣るは左中弁正五位下多治比真人（たちひのまひと）、
（知）太政官（事）は二品穂積親王（ほづみのみこ）、左太
（大）臣は正二位石上尊（いそのかみのみこと）、右太
（大）臣は正二位藤原尊。

やさしい漢文の一例と見られるが、国家の命令（太政官符）を受け止めて新郡を造成した記念碑であることは、五七八年の戊戌年銘鳩作碑（韓国大邱広域市、慶北大学校博物館蔵）を思い起こさせる。

《採字》戊戌年四月朔十四日另冬里村高口鳩作記之此成在□
人者都唯那寶藏阿尺干都唯那慧藏阿尺干

大工尺仇利支村壹利刀兮貴干支□上□壹□利干
道尺辰□生之□□村□□夫作村毛令一伐奈生一伐
居毛村伐丁一伐另冬里村沙木乙一伐得所利村也得失利一伐
鳥弥此只村□□尔一尺□立一尺另所□一伐伊叱木利一尺
伊助只彼日此鳩大廣甘歩高五歩四尺長五十歩此作
起数者三百十二人功夫如十三日了作事之
文人壹利兮一尺

三行十五字目の□から四行十一字目の□までは剥落が多いが全体的には読みやすい。特に山上碑同様、行替えや代名詞を効果的に使っている。鍵となる文字は「此」という代名詞で、両碑に共通している。「此」は山上碑の発明と想っていたが、淵源は鳩作碑のようである。

「都唯那（ついな）」は僧侶を指導・監督する役僧を指すと見られ、『三国史記』雑志九・職官下に「国統一人。一に寺主と云う。真興王十二年、高句麗惠亮法師を寺主と為す。都唯那娘一人阿尼大都唯那一人。真興王、始めるに宝良法師を以て之と為す。真德王元年、一人を加ふ。大書省一人。真興王、安藏法師を以て之と為す。真德王元年、一人を加ふ。」（原漢文）とある。

日本語でも、ほぼ語順のままに読み下すことができる。
《釈文》（日本語での読み下し例）
戊戌年四月朔の十四日、另冬里村に高き□鳩（□堤）を作るを記之（しるす）。此を成在□（なしたる）人者（は）都唯那の寶藏阿尺干（第六等官の阿浪）、都唯那の慧藏阿尺干。

大工尺（工事の総監督か）は仇利支村の壹利刀兮貴干支（外位第十等官の貴干）、□上□壹□利干（外位第十三等官の干）。

道尺（現場の施工管理者か）は辰□生之□□村□□夫作村（辰、村）の区切り等未詳）の毛令一伐（外位十四等官の一伐）・奈生一伐、居毛村の伐丁一伐、另冬里村の沙木乙一伐、得所利村の也得失利一伐、鳥弥此只村の□□尔一尺（外位十五等官の一尺）・□立一尺・另所□一伐・伊叱木利一尺、

伊助只彼日（この部分字義不明。人名か）。此の鳩の大廣（興行きか）甘歩、高、五歩四尺、長、五十歩。此を作り起こし（人の）数者（は）三百十二人。功夫如（力を合わせてという意味であろう）十三日にして了作（つくりおえ）し事之。

文人は壹利兮一尺。

二・三 金井沢碑と韓半島石碑文化

金井沢碑は山上碑同様の自然石で、形状は昌寧碑（韓国慶尚南道昌寧郡、五六一年、韓国国宝三三三号）に類似している。「知識結」という言葉で仏教を拠り所としての一族・地域の団結と行動を宣言しており、九行一二文字を刻む。金井沢碑でも行替えに意味が見られる。

《採字と各行の意味》

上野國羣馬郡下賛郷高田里……………碑文作者の戸籍ないし住所
 三家子口為七世父母現在父母……………碑文作者と碑文作成の対象
 現在侍家刀自他田君目頼刀自又兒加……………
 那刀自孫の物部君午足次駟刀自次乙駟……………碑文作者に賛同・参加した
 刀自合六口又知識所結人三家毛人……………者とその関係
 次知万呂鍛師儀部君身麻呂合三口……………
 如是知識結而天地誓願仕奉……………碑文作成の目的
 石文……………碑文としたことの確認

神龜三年丙寅二月廿九日……………碑文作成の年月日

三家は山上碑の佐野三家の一族と見られ、拙著『上野三碑を読む増補版』で論証したように、『万葉集』の表記方法や宣命使用用語を地の文に仏教用語を散りばめた非常に高度な構文となっている。

なお、瓢は馬偏に爪の日本で作られた文字で「ひづめ」と読むのが妥当で、蹄よりも「ひづめ」らしいが、その後使われなかつた。

行替えに込められた意味を意識すれば、次のように読み下せる。

碑文作者の戸籍ないし住所

上野國羣馬郡（くるまのこほり）下賛郷（しもさののさと）高田里

（たかだのいんり）の

碑文作者と碑文作成の対象

三家子口は、為三七世父母現在父母ノ一

碑文作者に賛同・参加した者とその関係

現在侍（はべ）る家刀自の他田君目頼（めづら）刀自、又、（三家子口と他田君目頼刀自の）兒の加那刀自、（加那刀自が物部君某と

の間に生んだ、三家子口の）孫の物部君午足（うまたり）、次の（孫の）瓢刀自、次の（孫の）乙駟刀自と合せて六口、又、（その）知識を所結（むすぶるる）人、三家毛人（えみし、三家子口の弟か）、次の（三家）知万呂、鍛師（かめち）の儀部（いそべ）君身麻呂の合せて三口、

碑文作成の目的

如是（かく）知識を結（むすび）而（て）天地に誓願（こひちか）

ひ仕奉（つかへまつ）る

碑文としたことの確認：石文

碑文作成の年月日……………神龜三年（七二六）丙寅二月廿九日

議する課題は多いが、ここに至れば、書記言語「倭文体」はほぼ完成したと言ってよいであろう。

三・ 韓半島における固有の書記言語「新羅文体」↓

韓国文体の成立

拙著『日本語誕生の時代―上野三碑からのアプローチ』で詳述したが、韓半島における固有の書記言語成立の大まかな流れは次のように整理される。

三・一 先行したが、漢文体に終始した高句麗・百濟

楽浪・帯方の中国官人によるものではない、韓半島諸国・諸地域における金石文は、四世紀半ばの高句麗墓誌に始まり、四〜五世紀の金石文は高句麗に集中している。とくに五世紀代の高句麗金石文は、墓誌・石碑・蓋付きの器と、多様である。しかし、今のところ、高句麗金石文は六世紀までは確認できるが、造像銘と工事竣工報告である城壁刻書に限定されており、七世紀代の確実な金石文はない。

高句麗ではまた、好太王碑（四一四年）に見られるように、かなり

表2 高句麗・百済・新羅・倭金石文一覧

	高句麗	百済	新羅	倭
357	安岳三号墳墨書墓誌			
369		石上神宮七支刀		
4世紀末	牟婁塚墨書墓誌			
408	徳興里古墳墨書墓誌			
414	好太王碑			
415	乙卯年銘青銅製壺杆			
451	延寿元年銘銀製合杆			
471				埼玉稲荷山古墳鉄剣銘
5世紀後半				江田船山古墳鉄刀銘
480年代	高句麗中原碑			
501			辛巳年銘浦項中城里碑	
503			癸未年銘迎日冷水里碑	隅田八幡神社人物画像鏡
520		武寧王妃銀鏡		
524			甲辰年銘蔚珍鳳坪碑	
525・529		武寧王陵買地券		
536			丙辰年銘永川苜堤碑	
539	延嘉七年銘金銅如來立像			
545+ α			赤城碑	
551			明活山城碑	
552～561			(城山山城木簡)	
555年頃			北漢山巡狩碑	
561			昌寧巡狩碑	
563	癸未年銘金銅三尊像			
568			黄草嶺真興王巡狩碑	
568			磨雲嶺真興王巡狩碑	
560年代	平壤城壁刻書			
567		昌王十三季舍利龕		
570				元岡古墳群 G6号古墳出土鉄製大刀
571	辛卯年銘金銅三尊像			
577		丁酉年銘舍利函		
～578			慶山林堂遺跡出土古碑	
578			戊戌年銘楊作碑	
591			南山城新城碑	
608			(戊辰年銘二聖山城木簡)	
610		(庚午年銘羅州伏岩里木簡)		
628				法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘
639		舍利奉安記		
650推定				法隆寺広目天・多聞天像銘
651				法隆寺献納宝物金銅觀音像台座銘
654				法隆寺献納宝物釈迦像如來台座銘
654推定	砂宅智積造堂塔碑			
658				旧観心寺藏阿弥陀如來像光背銘
666				法隆寺献納宝物菩薩半跏像台座銘
672推定		壬申誓記石		
673		癸酉年銘全氏阿弥陀仏三尊四面石像		
673		癸酉年銘三尊千仏碑像		
678		戊寅年銘蓮花寺四面石仏		
680年前後				(宣命体・万葉仮名木簡で始める柿本人麻呂歌集略体歌・非略体歌)
680年前後以降				(法隆寺命過幡)
680		調露二年銘宝相花文磚		
681		龍朔元年銘文武王陵碑片		山ノ上碑
689		己丑年銘阿弥陀仏及諸佛菩薩像		
690年前後以降				追記・後刻の造像記・墓誌の登場 丁卯年銘法隆寺薬師如來像光背銘 癸未年銘法隆寺釈迦如來光背銘？ 丙寅年銘河内野中寺弥勒菩薩像光背銘 戊辰年銘船王後墓誌 丁丑年銘小野毛人墓誌
692				出雲阿蘇寺觀音菩薩台座銘
694				法隆寺銅板造像記
695推定		金仁問碑		
698推定				長谷寺法華説相図
700				那須国造碑
702				豊前長谷寺觀音菩薩台座銘
706		神龍二年銘皇龍寺跡石塔金銅舍利函		
707				文弥麻呂墓誌(以後、墓誌は8世紀を通して陸続と造られる)
711				多胡碑
712				(『古事記』)
717				超明寺寺碑
719			開元七年銘甘山寺石造阿弥陀如來光背	
720				(『日本書紀』)
723				阿波国造碑
724		開元十二年銘石刻		
725		開元十三年銘上院寺梵鐘		
726				金井沢碑
751				竹野王多重塔・(『懷風藻』)
753				薬師寺仏足石・仏足跡歌碑？
758？		天宝十七年銘葛項寺三層石塔造塔記(785以降の追記・後刻の可能性大)		
762				多賀城碑
766		永泰二年銘石塔		
771		聖徳大王神鐘		
778				宇智川磨崖碑
790				浄水寺南大門碑
800				山上多重塔

の層が漢文に習熟していたことがうかがわれ、漢文体を内外の公用文体としていたと考えられ、独自の官職熟語や書体なども散見されるが、高句麗を中心とする韓半島に飛び交っていたことばをそのままに治めて国語とする動きは弱かった。

ただし「属国」視した新羅に対しては、中原高句麗碑（推定四八〇年代）に見られるように、新羅領内に飛び交っていたことばを意識した文体が垣間見える。

百済金石文は、磚（レンガ）や瓦の短文を除くと、比較的数量が少なく、時代も飛び飛びである。それも、他国での伝世品（石上神宮七支刀・推定三六九年）と近年発掘資料（六・七世紀）に集中しており、最初から最後まで漢文体であった。

これは、百済金石文が王権の外交や、王権内での宗教行事（葬送・寺院等の建立）に関わるものが大半であったことと密接に関わると考えられる。百済においては、国民に意思を伝える、あるいは国民形成のために金石文が書かれることはなかった可能性が高い。

三二一 最初から「新羅文体」を意識し

「新羅文体」↓韓国文体を確立した新羅

新羅金石文は、六世紀の開幕、智證麻立干の即位と共に爆発的に現れる。六世紀だけで二十点を超える資料が確認されているが、鏡・剣銘も造像銘もなく石碑ばかりである。

六世紀新羅金石文には三つの特色がうかがえる。

第一に、ほとんどの石碑において王権との関わりが強く出ている。

第二に、当初から正格漢文ではなく「新羅文体」に強く傾斜した文体となっている。

第三に、人名が大量に出てくる。中国冊封体制の外にあったことと、王権の命を地域に伝え具現化するという性格が強かったためだろう。

この過程は、高句麗「属国」からの離脱・自立化、強国化の歩みと

軌を一にしており、国家・国民形成と国語形成とが重なり合って進んだ様相が確認できる。

智證麻立干に次ぐ法興王代は国制の整備を進め中国への遣使を再開するが（中国史料によれば四世紀に新羅王の朝貢が見えるが、五世紀、高句麗・百済・倭が中国諸王朝に競って遣使しているのに対し新羅は一度の遣使もない）、文体は智證麻立干代の「新羅文体」を踏襲しており、国際公用語である漢文体には「回帰」しなかった。正格漢文への「回帰」が見られるのは次の真興王代（六世紀半ば）で、中国冊封体制の正規の構成員となったことと符合していると思われる。

しかし、ここが一番重要な点と見られるが、真興王代を次ぐ真智王・真平王代には、再び洗練された「新羅文体」が現れる。そして、それらの石碑は、王権によってではなく、地域の人々による撰文・立

表3 6世紀の新羅石碑と王代

建立年	碑名	文体	王代
501	辛巳年銘浦項中城里碑	新羅文体	智證麻立干
503	癸未年銘迎日冷水里碑	新羅文体	
524	甲辰年銘蔚珍鳳坪碑	新羅文体	法興王
536	丙辰年銘永川菁堤碑	新羅文体	
545+α	赤城碑	漢文体	真興王
551	明活山城碑	漢文体	
552~561	(城山山城木簡)		
555年頃	北漢山巡狩碑	漢文体	
561	昌寧巡狩碑	漢文体	
568	黄草嶺真興王巡狩碑	正格漢文	
568	磨雲嶺真興王巡狩碑	正格漢文	
~578	慶山林堂遺跡出土古碑		真智王
578	戊戌年銘鳩作碑	新羅文体	
591	南山城新城碑	新羅文体	真平王

碑であった。とくに眞平王代の五九一年、数十基建てられたと言われる一連の南山新城碑が「新羅文體」で記されたことは、国語・国民形成の一步として大いに注目される。

【南山新城碑（韓国国立慶州博物館蔵）】

《採字》辛亥年二月廿六日南山新城作節如法以作後三

- 年崩破者罪教事為聞教令誓事之阿良邏頭沙喙
- 音乃古大舍奴含道使沙喙合親大舍榮沽道使沙喙
- 做知大舍郡上村主阿良村今知撰干漆吐
- 知尔利上千匠尺阿良村末丁次干奴含村次
- 叱祀干文尺□文知阿尺城作上阿良没奈生上
- 干匠尺阿漆寸次干文尺竹生次一伐面捉上玆巾
- 面捉上知礼次面捉上首尔次干石捉上辱尸次
- 受十一歩三尺八寸

王都南の南山に新城を建設するに際して各地から動員された集団が王命を遵守し違反した場合は罪せられることを宣言した碑文である。

碑文は、中華風を意識したと見られる二十字八行を基本構成に、支持区間の一行を一字下げて加えた形となっている。

書き出しの「辛亥年二月廿六日南山新城作節如法以作後三年崩破者罪教事為聞教令誓事之」は南山新城碑全てで同一で、形式の整えられた石の誓約書と言つてよいだろう。

漢文文體や漢字熟語を活用した箇所もあるが、全体としてはほぼ字順通りに読むことのできる「新羅文體」である。

しかし漢文風を意識した碑面構成から、行替えて文意をまとめるという形式になっていないため、文の区切りが分かりにくく、また、役職名・地名・人名・等官Ⅱ官位が頻出してゐるため、文意が取りにくい、語順に従い、日本語でも次のように読むことができる。

《釈文》（日本語での読み下し例）

辛亥年二月廿六日、南山の新城を作る節（とき）、如法（Ⅱ法）により、作後三年を以て崩破せ者（ば）罪と教事為（す）るを聞き教令

（おしえられ）るを誓事之（す）。阿良邏頭（Ⅱ役職名、以下同）の沙喙（Ⅱ部族名、以下同）の音乃古大舍（Ⅱ第十二等官）、奴含道使の沙喙の合親大舍、榮沽道使の沙喙の□□做知大舍、郡上村主の阿良村の今知撰干（Ⅱ外位第十一等官の撰干）、漆吐の□□知尔利上千（Ⅱ外位第十二等官）、匠尺の阿良村の末丁次干（Ⅱ外位第十三等官）、奴含村の次□叱祀干、文尺の□文知阿尺（Ⅱ外位第十七等官）、城作上の阿良の没奈生上千、匠尺の阿漆寸次干、文尺の竹生次一伐（Ⅱ外位第十四等官）、面捉上の玆巾□、面捉上の知礼次、面捉上の首尔次干、石捉上の辱尸次。

□□受（Ⅱ受持長）は十一歩三尺八寸。

碑が、王命を地域集団・住民の側から書いたものであることは、碑文に王や高官が一切登場せず、第十二等官の大舍を帯びる者が三名確認できる他は、全て王都外の有力者が得る外位で、それも第十一等官相当以下であることから明らかであろう。

正格漢文への「回帰」さえをも梃として、「国民」レベルで「新羅文體」の磨き上げと普及・定着が図られたと言つてよいかもしれない。ところが、七世紀に入ると、新羅金石文は、突如、その姿を消す。

隋・唐への急接近、漢文の公用語化、唐服制の受容、唐正朔（年号）の採用が、その背景にあると見られる。

新羅金石文が再び姿を現すのは、新羅・唐連合軍による百済・高句麗の消滅後の対唐統一戦争の過程からである。六七三年の癸酉年銘三尊千仏碑像をもって「新羅文體」はほぼ完成し、漢文と洗練された「新羅文體」とが並存する形となつていく。

【癸酉年銘三尊千仏碑像（韓国国立公州博物館蔵・韓国国宝一〇八号）】

《採字》歳在癸酉年四月十五日香

徒釋迦及諸佛菩薩像造

石記 是者爲國王大臣及七世父母法界衆生故敬造之 香徒名□彌次乃眞

牟氏舎^上生舎^口仁次舎

宜舎贊不舎貳使舎^口

口舎^口口^口等^{二百五十人}

倭国の六八〇〜六九〇年代の造像記に類似した文体・内容で、おさまりも良い。また山上碑同様、空格によって文と文の切れ目を作っている。明らかな「新羅文体」で、日本語でも次のように読み下せる。

《**积文**》（日本語での読み下し例）

歳（ほしは）在（やどる）癸酉年四月十五日、香徒（[＝]仏教徒）、釋迦及び諸佛・菩薩像を造り石に記す。

是者（は）國王・大臣及び七世父母・法界衆生の爲に、故、敬造之（す）。

香徒の名は口彌次乃眞牟氏大舎・上生大舎・口仁次小舎・口宜小舎・贊不小舎・貳使小舎・口口口小舎・口口口等（ら）二百五十人。

六七三年という年は、新羅による対唐統一戦争の最中であり、韓半島が新羅によって統一されていく過程で、漢文体・「新羅文体」の両文体が並存し熟度を増したことは、韓半島の人々を新羅国民としていく最大の力となった可能性が高い。新羅の等官を帯びた多くの人物により製作された癸酉年銘三尊千仏碑像が旧・百濟領内で発見されていることは示唆的である。

そのように見ると、「新羅文体」の完成形とも言える壬申誓記石は、六一二年作が定説だが、六七二年作の可能性も否定できない。

新羅と倭国とでは、金石文を書き始める段階では、文体に違いが見られ、中国冊封体制に占める位置の違いで、時に逆方向に文体の傾向を強めることも見られたが、両国が、韓半島と日本列島とをそれぞれに統一し国家・国民を形成していく七世紀後半から八世紀にかけての過程では、実によく似た形を示したことが確認される。

両国ともに、地域に飛び交うことばをそのままに治める文体と漢文とを並存させ、それぞれに洗練させていったからである。

このことが、両国が韓半島、日本列島の統一に成功し、以来一三〇

〇年を超える日韓両国の国民の歴史・国民の文化の礎になったと見られる。そのことを同時代史料として刻む日韓両国の金石文の価値は本當に高いものがある。

付言すれば、倭国との関係が深かったと見られる加羅諸国からは、今のところ、文体を議論できるような金石文は発見されていない。

四、固有の書記言語の確立 ― 新羅と日本が

列島・半島それぞれの統一を成しえた一つの理由

四・一 国家の成立は書き言葉（書記言語）の成立と歩を一にして

このように、日本列島においても、韓半島においても、発音の多少の違いなどがあつたとしても、国土を共有していると考えられる人びとの間で、地域に飛び交うことばを一意的に誤解なく伝え合う形式に治める、いわば国語が生み出される過程と、統一国家が生み出される過程とは、見事なまでに重なり合っていることを確認することができた。

「はなしことば（音声言語）」だけの国語がないとは言いきれないが、「はなしことば」を「はなしことば」として統一・固定していくことは極めて難しい。「はなしことば」が多少違っていても、場合によれば、話されたままではほとんど通じないとしても、書かれれば通ずるといふ共通理解が背後あるいは背骨としてあつて、初めて国語は確固たるものとなる。

「書き言葉（書記言語）」は、単に発音を固定するだけの機能では無い。「書き言葉」となつて初めて構文規則、いわゆる文法が固定される。「読む・書く・話す・聞く」が揃つて一つの言語宇宙が成立する。それが、国土を共有していると感じ合う人々の間での共有となれば、その言語宇宙を国語と呼ぶのがふさわしいだろう。

国家も同様で、王権がいかに強力であろうと、それだけでは国家とは言えない。宮中[＝]内廷に留まる。朝廷という言葉が外朝内廷の省略

表4 5～7世紀の新羅・倭の金石文と対中関係

新羅		倭
	421～478	宋に度々遣使朝貢・冊封を受ける
	471	埼玉稲荷山古墳鉄剣銘
	5世紀後半	江田船山古墳鉄刀銘
辛巳年銘浦項中城里碑	501	
癸未年銘迎日冷水里碑	503	隅田八幡神社人物画像鏡
百済に伴われて梁に初めて遣使・冊封を受けず	521	
甲辰年銘蔚珍鳳坪碑	524	
丙辰年銘永川菩提碑	536	
赤城碑	545+α	
梁使沈約新羅着・仏舍利を届ける	549	
明活山城碑	551	
(城山山城木簡)	552～561	
北漢山巡狩碑	555年頃	
昌寧巡狩碑	561	
北斉、使持節東夷校尉楽浪公新羅王に冊封	565	
陳に度々朝貢・冊封を受けず	568～	
黄草嶺真興王巡狩碑	568	
磨雲嶺真興王巡狩碑	568	
慶山林堂遺跡出土古碑	～578	
戊戌年銘鳩作碑	578	
南山城新城碑	591	
隋、上開府楽浪郡公新羅王に冊封	594	
	600	以後、隋に遣使・朝貢。冊封を受けず
(戊辰年銘二聖山城木簡)	608	
壬申誓記石(672の可能性ある)	612?	
唐、柱國楽浪公新羅王に冊封、以後王代替わり毎に冊封	624	
	628	法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘
	630	以後、唐に遣使・朝貢。冊封を受けず
唐より正朔(年号)と衣服を与えられる。650年より唐年号使用	648・649	
	650推定	法隆寺広目天・多聞天像銘
	651	法隆寺献納宝物金銅観音像台座銘
	654	法隆寺献納宝物釈迦像如来台座銘
	654推定	
	658	旧観心寺藏阿弥陀如来像光背銘
新羅・唐連合軍、百済を滅ぼす	660	
	663	白村江の戦い(百済救援軍、新羅・唐連合軍に大敗)
唐、新羅王を鶏林州大都督左衛大將軍新羅王に封じ韓半島を唐領化	666	法隆寺献納宝物菩薩半跏像台座銘
高句麗滅ぶ。対唐統一競争本格化。	668	遣唐使中断。遣新羅使、頻繁となる。
癸酉年銘全氏阿弥陀仏三尊四面石像	673	
癸酉年銘三尊千仏碑像	673	
唐、韓半島から撤退。新羅による韓半島統一なる。	676	
戊寅年銘蓮花寺四面石仏	678	
	680年前後	(宣命体・万葉仮名木簡出始める。柿本人麻呂歌集略体歌・非略体歌)
	680年前後以降	(法隆寺命過幡)
調露二年銘宝相花文塼	680	
龍朔元年銘文武王陵碑片	681	山上碑
己丑年銘阿弥陀仏及諸佛菩薩像	689	
	690年前後以降	追記・後刻の造像記・墓誌の登場
唐(周)、新羅王輔国大將軍行左豹韜大將軍鶏州大都督に冊封	692	出雲罽淵寺観音菩薩台座銘
	694	法隆寺銅板造像記
金仁問碑	695推定	
	698推定	長谷寺法華説相図
	700	那須国造碑
	701	(大宝律令)
	702	豊前長谷寺観音菩薩台座銘 遣唐使再開・日本国号を伝える。

形であるように、府中Ⅱ外朝が備わり、国家統治の法の体系と様々な制度・人員が整って初めて国家となる。

そこに暮らす人々の視点から言えば、国語・国土を共有していると考える人びとが、共通の法のもとに義務と権利を確認しあい、負担と受益が持続的に営まれる制度が整い、対外的な一体感を有した時をもって国家の成立と言うべきだろう。

日本においても、韓国においても、国語の誕生と国家の誕生という二つの過程が見事なまでに重なり合っていることを確認できたことの意味は大きい。

四・二 なぜ高句麗・百済ではなく

新羅が韓半島統一国家と成ったのか

再度確認しておこう。まずは韓半島で考えてみよう。

国家への熟度から言えば間違いない高句麗が先行していた。しかも五世紀代には新羅を「属国」としていた。それに続くのは百済であった。しかし、この両国は、早くから中国冊封体制の構成員として、一貫して漢文体を公用文体とした。漢文体とは異なる構造をもって韓半島に飛び交っていたことばをそのままに韓半島に暮らす人々の国語として定着させようとした形跡が見られない。

僅かに高句麗は、「属国」として扱った新羅王権に対して、「新羅文体」を意識した文を示したが（中原高句麗碑）、国語としての形成を図ったとは見られない。

逆に新羅は、「属国」扱いされたがゆえに、金石文を書き出す当初から、地域に飛び交うことばをそのままに治めようとする意思が強かった。また多くの人々がその過程に関与することで、遅くとも五〇〇年前後から「新羅文体」の確立を模索していった。その延長線上に新羅文体、今日の韓国語が位置づけられる。

遅れて中国冊封体制・中華世界システムに参加したことも、「新羅文体」の成熟を促したと見られる。新羅は、中国冊封体制・中華世界

システムの構成員となつてからも、国際公用文体である漢文体と「新羅文体」との併用を続け、それぞれを洗練させていったからである。

七世紀後半から八世紀にかけて、まさに韓半島が統一される過程で、両文体が並存し熟度を増したことは、韓半島の人々を新羅国民としていく最大の力となったのではなからうか。旧・百済領域の人々に関わると見られる金石文が漢文体と「新羅文体」の並存と見られることは、示唆的である。逆に、中国冊封体制・中華世界システムの構成員としての位置を上げることに重点をおき、国民形成・国語形成をないがしろにしたことが、高句麗・百済の滅亡に結果したと言つては言い過ぎであろうか。

四・三 書記言語も「倭文体」とすることで列島社会を統一した日本

他方、倭国は、比較的早くから中国冊封体制・中華世界システムの構成員であつたが、六世紀に入ると中国に対する遣使朝貢を止め、再開後も冊封を受けない立場、絶域国の立場に転換した。

新羅が遅れて中国冊封体制・中華世界システムの中に入り込み周辺国としての位置を確立する求心的な動きを示したことに對し、倭国は中華世界システムから離脱する遠心的な動きを示したのである。

そのことが、漢文体から出発しながら、七世紀半以降、急速度で「倭文体」を生み出し、漢文体と「倭文体」の並存する状況を生んでいったことと対応する。話し言葉（音声言語）は倭文体、書き言葉（書記言語）は漢文体という分裂した状況から、音声言語も書記言語も「倭文体」へと統一されていく。

倭国は、新羅とは逆に、漢文体の蓄積の中から「倭文体」を生み出し、やがて和文体、日本語へと結晶させていったのである。

倭国は対抗するだけの他の強大な政治勢力を日本列島内に持つていなかったため、統合は比較的楽に進んだと思われるが、その立場を生かして絶域国の選択が行われたのであろう。

倭国と新羅の中国王朝に対する動きには、一時逆行するものがある

たとはいえ、両国ともに国語・国民形成をしっかりと位置づけての国家形成を図ったのである。そのことによって、八世紀初頭以降、東アジア世界が唐・(統一)新羅・日本という構造で秩序化されたのではないか。

韓半島の最後のな統一には渤海滅亡後の吸収を経ての高麗の成立、日本列島の最終的な統一は都を京都に移しての東北経営を待たなければならなかったとしても、基本的な枠組みはここに成立したと言ってもよいであろう。その根本的な力は、国語の共有をもつて国民形成を図った韓半島・日本列島、それぞれの地域の人々の動きであった。

金石文はその確かな証人である。この過程を刻み込む超一級の同時代史料であった。

分けても、その定点とも言える上野三碑は、韓国の多くの石碑が韓国国宝であるように、間違いなく日本列島における至宝中の至宝であり、ユネスコ世界の記憶にふさわしい。

本稿は、二〇一七年七月、韓国東亜歴史学会が訪日、高麗神社(埼玉県日高市)、上野三碑・綿貫観音山古墳・八幡観音塚古墳(高崎市)、埼玉古墳群(埼玉県行田市)を視察、六日、高麗神社で開催された研究会での発表に加筆したものである。

